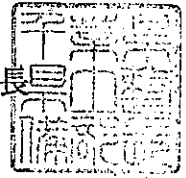




技 第 6 3 7 号
平成31年2月28日

千葉県建設産業団体連合会会長 様

千葉県県土整備部長



インフレスライド条項の運用について（通知）

日頃、本県の土木行政につきましては、格別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成31年3月1日の労務単価の改定において、下記のとおりインフレスライド条項を運用することとしましたので通知します。

なお、国土交通省土地・建設産業局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成31年2月22日付け国土入企第54号）」が通知されていることを申し添えます。

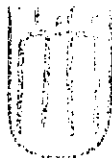
記

インフレスライド条項については、平成26年2月13日付け技第430号、建不第678号の通知「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第26条第6項の運用について」を引き続き適用し、平成31年2月28日までに契約済の工事で、工事の始期が到来しているもののうち、残工期が2ヶ月以上^{*}ある工事については、建設工事請負契約書第26条第6項が適用できる可能性があるため、適用の条件を確認の上、対象となる場合には申請を受け付けることとします。

申請に当たっては、「建設工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド）の運用に関する手引き」を確認ください。

^{*}スライド基準日から残工期が2ヶ月以上あること

技術管理課技術情報班
電話 043-223-3503



技 第 6 3 7 号
平成 3 1 年 2 月 2 8 日

一般社団法人
千葉県建設業協会会長 様

千葉県県土整備部長



インフレスライド条項の運用について（通知）

日頃、本県の土木行政につきましては、格別の御高配をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、平成 3 1 年 3 月 1 日の労務単価の改定において、下記のとおりインフレスライド条項を運用することとしましたので通知します。

なお、国土交通省土地・建設産業局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成 3 1 年 2 月 2 2 日付け国土入企第 5 4 号）」が通知されていることを申し添えます。

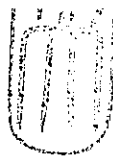
記

インフレスライド条項については、平成 2 6 年 2 月 1 3 日付け技第 4 3 0 号、建不第 6 7 8 号の通知「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第 2 6 条第 6 項の運用について」を引き続き適用し、平成 3 1 年 2 月 2 8 日までに契約済の工事で、工事の始期が到来しているもののうち、残工期が 2 ヶ月以上*ある工事については、建設工事請負契約書第 2 6 条第 6 項が適用できる可能性があるため、適用の条件を確認の上、対象となる場合には申請を受け付けることとします。

申請に当たっては、「建設工事請負契約書第 2 6 条第 6 項（インフレスライド）の運用に関する手引き」を確認ください。

※スライド基準日から残工期が 2 ヶ月以上あること

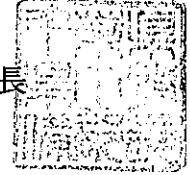
技術管理課技術情報班
電話 043-223-3503



技 第 6 3 7 号
平成 3 1 年 2 月 2 8 日

一般社団法人
千葉県道路舗装協会会長 様

千葉県県土整備部長



インフレスライド条項の運用について（通知）

日頃、本県の土木行政につきましては、格別の御高配をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、平成 3 1 年 3 月 1 日の労務単価の改定において、下記のとおりインフレスライド条項を運用することとしましたので通知します。

なお、国土交通省土地・建設産業局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成 3 1 年 2 月 2 2 日付け国土入企第 5 4 号）」が通知されていることを申し添えます。

記

インフレスライド条項については、平成 2 6 年 2 月 1 3 日付け技第 4 3 0 号、建不第 6 7 8 号の通知「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第 2 6 条第 6 項の運用について」を引き続き適用し、平成 3 1 年 2 月 2 8 日までに契約済の工事で、工事の始期が到来しているもののうち、残工期が 2 ヶ月以上*ある工事については、建設工事請負契約書第 2 6 条第 6 項が適用できる可能性があるため、適用の条件を確認の上、対象となる場合には申請を受け付けることとします。

申請に当たっては、「建設工事請負契約書第 2 6 条第 6 項（インフレスライド）の運用に関する手引き」を確認ください。

※スライド基準日から残工期が 2 ヶ月以上あること

技術管理課技術情報班
電話 043-223-3503

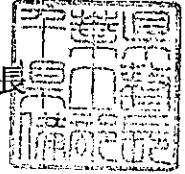


技 第 6 3 7 号
平成 3 1 年 2 月 2 8 日

公益社団法人

千葉県測量設計業協会会長 様

千葉県国土整備部長



インフレスライド条項の運用について（通知）

日頃、本県の土木行政につきましては、格別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成 3 1 年 3 月 1 日の労務単価の改定において、下記のとおりインフレスライド条項を運用することとしましたので通知します。

なお、国土交通省土地・建設産業局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成 3 1 年 2 月 2 2 日付け国土入企第 5 4 号）」が通知されていることを申し添えます。

記

インフレスライド条項については、平成 2 6 年 2 月 1 3 日付け技第 4 3 0 号、建不第 6 7 8 号の通知「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第 2 6 条第 6 項の運用について」を引き続き適用し、平成 3 1 年 2 月 2 8 日までに契約済の工事で、工事の始期が到来しているもののうち、残工期が 2 ヶ月以上*ある工事については、建設工事請負契約書第 2 6 条第 6 項が適用できる可能性があるため、適用の条件を確認の上、対象となる場合には申請を受け付けることとします。

申請に当たっては、「建設工事請負契約書第 2 6 条第 6 項（インフレスライド）の運用に関する手引き」を確認ください。

*スライド基準日から残工期が 2 ヶ月以上あること

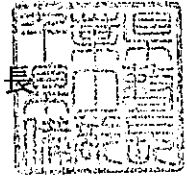
技術管理課技術情報班
電話 043-223-3503



技 第 6 3 7 号
平成 3 1 年 2 月 2 8 日

一般社団法人建設コンサルタント協会
関東支部長 様

千葉県県土整備部長



インフレスライド条項の運用について（通知）

日頃、本県の土木行政につきましては、格別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成31年3月1日の労務単価の改定において、下記のとおりインフレスライド条項を運用することとしましたので通知します。

なお、国土交通省土地・建設産業局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成31年2月22日付け国土入企第54号）」が通知されていることを申し添えます。

記

インフレスライド条項については、平成26年2月13日付け技第430号、建不第678号の通知「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第26条第6項の運用について」を引き続き適用し、平成31年2月28日までに契約済の工事で、工事の始期が到来しているもののうち、残工期が2ヶ月以上*ある工事については、建設工事請負契約書第26条第6項が適用できる可能性があるため、適用の条件を確認の上、対象となる場合には申請を受け付けることとします。

申請に当たっては、「建設工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド）の運用に関する手引き」を確認ください。

※スライド基準日から残工期が2ヶ月以上あること

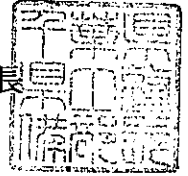
技術管理課技術情報班
電話 043-223-3503



技 第 6 3 7 号
平成31年2月28日

一般社団法人
千葉県コンサルタント業協会会長 様

千葉県県土整備部長



インフレスライド条項の運用について（通知）

日頃、本県の土木行政につきましては、格別の御高配をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、平成31年3月1日の労務単価の改定において、下記のとおりインフレスライド条項を運用することとしましたので通知します。

なお、国土交通省土地・建設産業局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成31年2月22日付け国土入企第54号）」が通知されていることを申し添えます。

記

インフレスライド条項については、平成26年2月13日付け技第430号、建不第678号の通知「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第26条第6項の運用について」を引き続き適用し、平成31年2月28日までに契約済の工事で、工事の始期が到来しているもののうち、残工期が2ヶ月以上*ある工事については、建設工事請負契約書第26条第6項が適用できる可能性があるため、適用の条件を確認の上、対象となる場合には申請を受け付けることとします。

申請に当たっては、「建設工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド）の運用に関する手引き」を確認ください。

※スライド基準日から残工期が2ヶ月以上あること

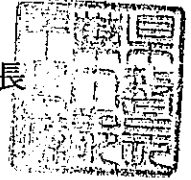
技術管理課技術情報班
電話 043-223-3503



技 第 6 3 7 号
平成 3 1 年 2 月 2 8 日

千葉県補償コンサルタント協議会会長 様

千葉県県土整備部長



インフレスライド条項の運用について（通知）

日頃、本県の土木行政につきましては、格別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成 3 1 年 3 月 1 日の労務単価の改定において、下記のとおりインフレスライド条項を運用することとしましたので通知します。

なお、国土交通省土地・建設産業局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成 3 1 年 2 月 2 2 日付け国土入企第 5 4 号）」が通知されていることを申し添えます。

記

インフレスライド条項については、平成 2 6 年 2 月 1 3 日付け技第 4 3 0 号、建不第 6 7 8 号の通知「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第 2 6 条第 6 項の運用について」を引き続き適用し、平成 3 1 年 2 月 2 8 日までに契約済の工事で、工事の始期が到来しているもののうち、残工期が 2 ヶ月以上*ある工事については、建設工事請負契約書第 2 6 条第 6 項が適用できる可能性があるため、適用の条件を確認の上、対象となる場合には申請を受け付けることとします。

申請に当たっては、「建設工事請負契約書第 2 6 条第 6 項（インフレスライド）の運用に関する手引き」を確認ください。

※スライド基準日から残工期が 2 ヶ月以上あること

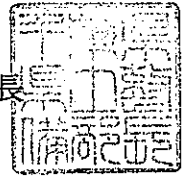
技術管理課技術情報班
電話 043-223-3503



技 第 6 3 7 号
平成 3 1 年 2 月 2 8 日

一般社団法人
千葉県地質調査業協会会長 様

千葉県県土整備部長



インフレスライド条項の運用について（通知）

日頃、本県の土木行政につきましては、格別の御高配をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、平成 3 1 年 3 月 1 日の労務単価の改定において、下記のとおりインフレスライド条項を運用することとしましたので通知します。

なお、国土交通省土地・建設産業局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成 3 1 年 2 月 2 2 日付け国土入企第 5 4 号）」が通知されていることを申し添えます。

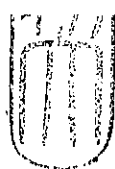
記

インフレスライド条項については、平成 2 6 年 2 月 1 3 日付け技第 4 3 0 号、建不第 6 7 8 号の通知「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第 2 6 条第 6 項の運用について」を引き続き適用し、平成 3 1 年 2 月 2 8 日までに契約済の工事で、工事の始期が到来しているもののうち、残工期が 2 ヶ月以上*ある工事については、建設工事請負契約書第 2 6 条第 6 項が適用できる可能性があるため、適用の条件を確認の上、対象となる場合には申請を受け付けることとします。

申請に当たっては、「建設工事請負契約書第 2 6 条第 6 項（インフレスライド）の運用に関する手引き」を確認ください。

※スライド基準日から残工期が 2 ヶ月以上あること

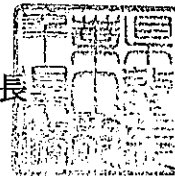
技術管理課技術情報班
電話 043-223-3503



技 第 6 3 7 号
平成31年2月28日

千葉県測量設計補償協同組合理事長 様

千葉県県土整備部長



インフレスライド条項の運用について（通知）

日頃、本県の土木行政につきましては、格別の御高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成31年3月1日の労務単価の改定において、下記のとおりインフレスライド条項を運用することとしましたので通知します。

なお、国土交通省土地・建設産業局長から建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成31年2月22日付け国土入企第54号）」が通知されていることを申し添えます。

記

インフレスライド条項については、平成26年2月13日付け技第430号、建不第678号の通知「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第26条第6項の運用について」を引き続き適用し、平成31年2月28日までに契約済の工事で、工事の始期が到来しているもののうち、残工期が2ヶ月以上*ある工事については、建設工事請負契約書第26条第6項が適用できる可能性があるため、適用の条件を確認の上、対象となる場合には申請を受け付けることとします。

申請に当たっては、「建設工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド）の運用に関する手引き」を確認ください。

*スライド基準日から残工期が2ヶ月以上あること

技術管理課技術情報班
電話 043-223-3503